

〇にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付要綱

令和2年10月21日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市内においてIT・ソフトウェア関連企業の立地を促進するとともに、雇用機会の拡大を図り、もってにかほ市の経済発展に寄与するため、市が行う補助金の交付に関し、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 別表第1の業務を行う施設をいう。
- (2) 新設 市内に事業所を有しない企業が新たに市内に事業所を設置（建設、譲渡又は貸借契約による方法をいう。以下同じ。）することに加えて、事業所設置に伴い必要な機械及び装置を新たに設置することをいう。
- (3) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結する従業員であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている者をいい、同一の事業所に雇用される通常の従業員に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い者を含む。
- (4) 非正規雇用従業員 正規雇用従業員以外の従業員であって、1週間の所定労働時間と1箇月の所定労働日数が、正規雇用従業員の4分の3以上である者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表第1に掲げる事業種別に属する企業で、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 新設を行うこと。
- (2) 新設日において正規雇用従業員数が3人以上であること、又は新設日から1年以内において3人以上となる見込みがあること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(4) 法人格を有すること。

(補助金等の種類)

第4条 補助金の種類、補助対象経費及び補助額は、別表第2のとおりとする。

(事業計画の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新設日の1箇月前の日から起算して1年以内に、計画認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の計画認定申請書には、事業計画(様式第2号)のほか、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、計画認定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(要件適用届)

第6条 補助対象者は第3条に規定されている補助対象者要件を満たしたときは遅滞なく要件適用届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 第5条第3項の規定による認定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとするもの(以下「交付申請者」という。)は要件適用日又は事業計画完了日のいずれか遅い日から1箇月以内に、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、原則として第4条に基づく雇用に関わる経費の補助を受けようとする者は、新規雇用従業員を雇用した日から1年経過した日以後、遅滞なく、様式第5号の申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、第4条に規定する補助金を予算の範囲内で交付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 災害、倒産その他市長がやむを得ないと認める場合を除き、事業主都合により雇用の大規模な解雇を実施したとき、又は要件適用日以後3年以内に事業を中止又は廃止したとき。

(3) 法令その他の関係法規に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該交付を受けている補助金相当額の返還を命ずるものとし、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金返還命令通知書（様式第10号）により、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了から1箇月以内に、市長が必要と認める書類を添付して実績報告書及び収支精算書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときには、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付請求書（様式第9号）により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産。以下「取得財産」という。）を、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を超過しているときは、この限りではない。

2 市長は、交付決定者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(書類の保管及び開示)

第14条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証票等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管するものとし、市長の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事業種別	日本産業分類	
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	各種ソフトウェアの作成及び、作成に関して調査、分析、助言を行うコンサルティング業、サービス業	大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「39 情報サービス業」
インターネット付随サービス業	インターネットを通じて、通信及び情報サービス業に関する事業	大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「40 インターネット付随サービス業」
データセンター	通信回線及びコンピュータ等の情報技術を用いて顧客の提供データを集約的に管理し、付加的な価値を提供するデータセンター	大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「37 通信業、39 情報サービス業」
製造業等に係る設計開発関連業	自動車・航空機関連産業を始めとした製造業又は情報通信業に係る設計開発業	大分類「学術研究、専門・技術サービス業」に掲げられる中分類「71 学術・開発研究機関、74 技術サービス業又は999 分類不能の産業のうち3D-CAD (コンピュー

		タを用いた3次元設計)やCAE(コンピュータを用いた強度等の解析や機能、性能等のシミュレーション)等の情報サービス業の供するサービスを使用するもの」
デジタルコンテンツ関連業	映画・ビデオ等のデジタルコンテンツを制作する事業	大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「41映像・音声・文字情報制作業(4122ラジオ番組制作業、413新聞業を除く)、大分類「学術研究、専門・技術サービス業」に掲げられる726デザイン業、73広告業、746写真業のうちデジタル技術を用いて製品を製造するもの

別表第2(第4条関係)

項目	交付対象経費・交付要件	補助額	特記事項
雇用促進補助	公共職業安定所、又はこれに準ずる機関を通して雇用された者(にかほ市に住所を有する者に限る)。 ※ただし、にかほ市企業立地促進条例の助成を受けていない場合に限る。	正規雇用された者1人につき30万円 非正規雇用された者1人につき10万円	・要件適用日の6箇月前の日より3年の期間中に採用された者を対象とする ・1企業1回限り ・年間上限を50人又は1,500万円までとする。
事務所取得経費の補助	事業の用に供する建物の取得に係る費用(工事費、購入代金、仲介手数料、登記費用等)。 ※取得とは、建設、空き事務所の譲受けに	対象経費の10%を補助。ただし100万円を上限とする。	・1企業1回限り ・市内物件に限る ・新設日から1年以内に取得すること

	<p>よる方法</p> <p>※ただし、にかほ市企業立地促進条例の助成を受けていない場合に限る。</p>		
事務所賃借料の補助	<p>賃貸借契約書に明示された立地に係る事業の用に供する建物及びその敷地の賃借料（共益費（定額で負担するものに限る。）を含む。）</p>	<p>対象経費の50%を補助。年間120万円上限とする。ただし、資本金1,000万円以上の企業は年間240万円上限とする。</p>	<p>新設日より3年間</p>
通信費及び機械設備リース料の補助	<p>事業に供される機械設備リース及び通信回線の使用料（電話料金、インターネット接続サービスの利用に係る経費及び専用回線使用料で、回線導入にあたって必要な初期投資費用及び資産となるものを除く）。</p> <p>※ただし、にかほ市企業立地促進条例の助成を受けていない場合に限る。</p>	<p>対象経費の30%を補助。年間上限を200万円とする。</p>	<p>新設日より3年間</p>
機械設備購入費の補助	<p>償却資産台帳に記載される機械設備、備品の購入費。</p> <p>※ただし、にかほ市企</p>	<p>対象経費の10%を補助。年間上限100万円とする。</p>	<p>1企業1回限り</p>

	業立地促進条例の助成を受けている場合は除く。		
備考	<p>1 補助金の算定にあたっては、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税は、対象経費から除くものとする。</p> <p>2 補助金の額は、項目毎に千円単位で算定し、千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切捨てる。</p>		

様式第1号(第5条関係)計画認定申請書

年 月 日

にかほ市長 様

会 社 所 在 地
会 社 名
代 表 者

計画認定申請書

にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進助成金交付要綱第5条の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 事業(変更)計画書(様式2)
- 会社の登記簿謄本
- 定款
- 過去2年間の決算書
- 事業の収支見込
- その他()

事業計画書

1. 概要

(1) 沿革、現状及び事業内容

【沿革】
【現状】
【事業内容】

※事業内容や、事業規模など、できるだけ具体的にご記載ください。

※パンフレット等の添付で記載に替えることもできます。

(2) 売上高過去3年間 ※過去3年間の決算書添付

年	月	～	年	月	売上高	_____	百万円
年	月	～	年	月	売上高	_____	百万円
年	月	～	年	月	売上高	_____	百万円

(3) 1 事務所の所在地、名称、従業員数

①事務所の所在地、名称 _____

②従業員数 _____ 人 (うちにかほ市在住 _____ 人)

(3) 2 従業員数(本社・支社別)

工場等名	男	女	臨時雇用など	計	備考
本社					
計					

(3) 資本金及び主要株主名簿

イ 資本金 _____ 千円

ロ 主要株主

株主名	持株(出資)	株主住所

2. 事業に係る経費及び資金計画

(千円)

区分	金額	資金計画		
		自己資金	融資	その他補助金等
1 雇用促進補助				
2 事務所取得経費補助				
3 事務所賃借料補助				
4 通信費及び機械設備リース料補助				
5 機械設備購入費補助				

3. 新規雇用 労務計画(雇用促進補助及び研修費補助関係)

(人)

年次	区分	常用雇用者	パート	計
年	※操業時			
	初年度			
年	第2年度			
年	第3年度			
年	第4年度			
年	第5年度			
合計				

- 雇用助成は、にかほ市在住(交付申請時まで転入が確実な者も含む。)の方に限ります。
- 雇用促進助成に必要な書類は、新規雇用者の雇用契約書、発行日30日以内の住民票の写し、履歴書の写し、雇用保険加入・ハローワーク本荘等の紹介所等を確認できる書類の写し(1年間の継続雇用が条件)

4. 事務所の取得経費

取得(予定)日	年 月 日		
取得(予定)額	円(手数料等除く)		
物件の名称		物件の所在地	
物件の所有者 (又は管理者)			

(取得：建設、空き事務所の譲受けによるものを指す)

- 取得に係る見積書、設計図

5. 事務所賃借料経費

借入(予定)期間	年 月 日 から 年 月 日		
賃借料	円/月		
物件の名称		物件の所在地	
物件の所有者 (又は管理者)			

- 1 土地・建物に係る賃貸借契約書の写し

6. 通信費及び機械設備リース料

【通信費】

通信費の予定額

_____ 円 (_____ 円/月 × _____ か月)

- 1 通信費予定額の算出根拠資料
2 申請時に必要な書類、領収書等支払いしたことがわかる資料

【機械設備リース料】

(千円)

導入設備	規格	単価	数量	金額	取得予定日	リース期間

- 1 機械設備等の見積書、仕様書、カタログ等
2 機械設備等の配置予定図(レイアウト)

8. 機械設備購入費の補助

導入設備	規格	単価	数量	金額	取得予定日	備考

- 1 機械設備等の見積書、仕様書、カタログ等
- 2 機械設備等の配置予定図(レイアウト)

■当助成金に関わる担当部署名、担当者

※総額で3割以上の増減が見込まれる場合、変更計画書の提出が必要です。

様式第3号(第5条関係)計画認定通知書

商 発 一
年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

にかほ市長

計画認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進助
成金交付要綱第5条第1項及び第2項の規定による事業計画を審査した結果認定しましたの
で通知します。

様式第4号(第6条関係)

要件適用届

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地

会社名

代表者 ⑩

(個人の場合は、住所及び氏名)

年 月 日付けでにかほ市 IT・ソフトウェア関連企業立地促進助成金交付要綱第3条に規定されている補助対象要件を満たしましたので、同要綱第6条の規定に基づき次のとおり届出します。

新 設 年 月 日	年 月 日
要 件 適 用 年 月 日	年 月 日
立 地 場 所	にかほ市 地内
従 業 員 数	人

【必要書類】

- ・従業員雇用に関する資料(従業員名簿、雇用契約書、雇用保険加入証書の写し)
- ・会社の登記簿謄本
- ・納税証明書(滞納がないこと)

※ただし、既に計画認定申請書を提出しており、必要書類と重複する資料がある場合は省略できる。

様式第5号(第7条関係)IT・ソフトウェア関連企業立地促進助成金交付申請書

年 月 日

にかほ市長 様

申請人
住 所
法人名
代表者

にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進助成金交付申請書

標記のことについて、次のとおり申請します。

1	申 請 額	金 円
2	補助を受けようとする事務及び事業	にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進助成金 <input type="checkbox"/> 1)雇用促進助成 <input type="checkbox"/> 2)事務所取得経費助成 <input type="checkbox"/> 3)事務所賃借料助成 <input type="checkbox"/> 4)通信費及び機械設備リース料助成 <input type="checkbox"/> 5)機械設備購入費助成
3	事業者名及び代表者名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇
4	住 所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇市〇〇字〇〇番地
5	補助対象事業の目的及び効果	<input type="checkbox"/> 新規立地 <input type="checkbox"/> 新たな起業
6	事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 要件確認書(助成金計算書)(様式5—1) …共通 <input type="checkbox"/> 要件充足日等において雇用が継続されている証明 …共通 <input type="checkbox"/> 雇用契約書又は雇用通知書の写し …共通 <input type="checkbox"/> 新規採用従業員の住民票(写し可) …ア <input type="checkbox"/> 事務所取得に関する書類(賃貸借又は売買契約書の写し等) …イ <input type="checkbox"/> 事務所賃借費(又は取得費)の支出が分かる書類 …ウ <input type="checkbox"/> 設備リース料及び通信費の支出が分かる書類 …エ、オ、カ <input type="checkbox"/> 機械設備導入費の支出が分かる書類 …キ <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書(写し可) …共通 <input type="checkbox"/> その他()
8	その他参考事項	

担当部署 〇〇〇 〇〇課 電話〇〇—〇〇〇〇
担当者名 〇〇〇〇

要件確認書(助成金計算書)

1. 計画認定番号、認定日

認定番号		基準日	
------	--	-----	--

2. 雇用助成の申請額

単位：円

新規採用 従業員氏名	採用日	退職日	前住所 (市町村名)	転入日	正規 非正規	配置転換 の有無	雇用助成 の申請額

※雇用助成は、正規雇用従業員30万円/人、非正規雇用従業員10万円/人(ただし、にかほ市民に限る)

計 ,000

(ア)

※千円未満切り捨て

3. 事務所の取得・賃借費助成の申請額

対象物件の名称	
物件の面積	敷地面積 m ² (坪)、建屋面積 m ² (坪)
物件の所在地	
買入日	年 月 日(支払いを行った日)
買入額	円(手数料等含まない) (A)
対象期間	年 月 日から 年 月 日(申請書の事業期間)
賃借料	円(上記期間中に支払いを行ったもの) (B)

※契約書、及び支払いを証する書類の写しを添付

取得費助成申請額	,000 円(A×10%千円未満切り捨て) (イ)
賃借費助成申請額	,000 円(B×50%千円未満切り捨て) (ウ)

※事務所取得対象経費の10%、100万円が上限です。ただし、にかほ市内物件に限る。

※事務所賃借対象経費の50%助成、年間120万円が上限、適用年度より3年間。

ただし、資本金1,000万円以上の企業は年間240万円上限。

4. 通信費及び機械設備リース料助成の申請額

【通信経費】

対 象 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (申請書の事業期間)
通 信 費 金 額	円 (上記期間中に支払いを行ったもの) (C)

※支払いを証する書類の写しを添付

通信費助成申請額	,000 円 (C×30%千円未満切り捨て) (エ)
----------	----------------------------

【機械設備リース料】

対 象 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (申請書の事業期間)
機 械 設 備 リ ー ス 料 金 額	円 (上記期間中に支払いを行ったもの) (D)

※支払いを証する書類の写しを添付

機械設備リース料助成申請額	,000 円 (D×30%千円未満切り捨て) (オ)
---------------	----------------------------

合計申請額	,000 円 (エ)+(オ) (カ)
-------	--------------------

5. 機械設備購入費助成の申請額

導入設備	規格	単価	数量	金額	取得日

※支払いを証する書類の写しを添付

合計申請額	,000 円 (キ)
-------	------------

5. 申請額の合計

(1)雇用促進助成申請額 (ア)	,000 円	
(2)事務所取得経費助成申請額 (イ)	,000 円	
(3)事務所賃借料助成 (ウ)	,000 円	
(4)通信費及び機械設備リース料助成(カ)	,000 円	(エ、オ)
(5)機械設備購入費の助成 (キ)	,000 円	
申請額合計	,000 円	

様式第6号(第8条関係) 交付決定通知通知書

商観指令 第 号
年 月 日

にかほ市〇〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

にかほ市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について下記のとおり決定したので、
にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により通知しま
す。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 助成金の種類 | 雇用雇用促進補助
事務所取得経費の補助
事務所賃借料の補助
通信費及び機械設備リース料の補助
機械設備購入費の補助 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |

様式第7号(第10条関係)交付決定取消通知書

商 発 一
年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

にかほ市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け商観指令第 号 で通知した交付決定について次の通り取消します。また、にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 事業の名称	にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金
2 交付決定額	円
3 取消しの根拠	にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付要綱第10条第1項第 号
4 取消しの理由	
6 備 考	

様式第8号(第11条関係)実績報告書及び収支精算書

年 月 日

にかほ市長 様

住 所
法人名
代表者

にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金に関する事業実績報告書

標記について、年 月 日付け商観指令第 号の補助金交付決定通知書に関する事業実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 補助金の名称 | にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金 |
| 2 補助決定額 | _____円 |
| 3 補助金実績額 | _____円 |
| 4 差引増減額 | _____円 |
| 5 補助事業終了日 | 年 月 日 |

収支精算書

収 入

資金区分	金 額(円)	明 細
にかほ市補助金		にかほ市IT・ソフトウェア関連企業 立地促進助成金
自己資金		
融資		
計		

支 出

区 分	事 業 費	備 考
1) 雇用促進補助		
2) 事務所取得経費の補助		
3) 事務所賃借料の補助		
4) 通信費及び機械設備リース料の補助		
5) 機械設備購入費の補助		
計		

様式第9号（第12条関係）

請 求 書

年 月 日

にかほ市長 様

会社所在地
会社名
代表者

（個人の場合は、住所及び氏名）

年 月 日付け商観指令第 号により交付決定を受けた補助金について、
次のとおり請求します。

金 円也

請求金額	¥ -													
払込先口座	金融機関名			店名										
	預金種別	普通 当座	口座番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										
(フリガナ) 口座名義														

様式第10号(第10条関係)助成金返還命令通知書

商発 一
年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

にかほ市長

助成金返還命令通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について下記のとおり決定したので、
にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知
します。

1 事業の名称	にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金	
2 交付決定額	円	
3 取消しの根拠	にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進補助金交付要綱第10条第1項第 号	
4 取消しの理由		
5 補助金等の返還	商観指令 第 号	
	既に交付している助成金について、補助金対象外となることから次のとおり助成金を返還してください。	
	返 還 の 根 拠	にかほ市IT・ソフトウェア関連企業立地促進 助成金交付要綱第10条第3項
	返 還 金 額	
	返 還 期 日	年 月 日
	返 還 方 法	添付の納入通知書による
6 備 考		